

第3回 農業用ため池の管理保全施策の施行状況の点検・検証に係る委員会 議事概要

【日時及び場所】

日時：令和6年8月7日(水) 10:00～11:30

場所：中央合同庁舎第4号館会議室

【主な意見等】

1 第3回委員会の「資料1」について

- ・ 「Ⅱ 農業用ため池の管理保全施策の施行状況の点検・検証結果」の「3 農業用ため池の管理保全施策に対する評価」において、「・都道府県の約8割、市町村の約8割が、国は広域的な見地からの調整や必要な支援を行っている」と回答」とあるが、残りの2割の意見も記載してはどうか。
- ・ 「Ⅱ 農業用ため池の管理保全施策の施行状況の点検・検証結果」の「4 農業用ため池の多面的機能の発揮等に関する評価」の「まとめ」において記載されている多面的機能に「気候調節機能」を追加してはどうか。
- ・ 「Ⅲ 今後の対応方針」の前文において、「一部の地方自治体においては、こうした認識（農業用ため池の多面的機能を発揮させることが重要であるとの認識）がまだ十分共有されているとは言い難い」との記載があるが、「農業用ため池の多面的機能が発揮されていない」と回答した市町村に、農林水産省が再度聞き取りを行ったところ、多面的機能を発揮させることの重要性については認識していると回答したということであり、そのことを踏まえると、記載内容はもう少し柔らかい表現にした方がいいのではないかと。
- ・ 「Ⅲ 今後の対応方針」の「1 農業用ため池の管理保全に係る持続的な体制整備」に関し、「・地域内外の個人や団体に農業用ため池の管理保全への参画を促すこと」とあるが、地域や内外とは何を指すのか明確にすべき。
- ・ 「Ⅲ 今後の対応方針」の「1 農業用ため池の管理保全に係る持続的な体制整備」において、「・遠隔監視機器（水位計等）の設置等農業用ため池の管理保全に係る業務のデジタル化を推進すること」とあるが、これは農業用ため池の管理保全に係る地方自治体の負担軽減を主眼に置いたものであり、それが分かるように記載していただきたい。
- ・ 「Ⅲ 今後の対応方針」の「2 ため池サポートセンターによる支援活動の更なる充実」に関し、ため池サポートセンターの活動は継続的に行う必要があることを強調しておきたい。
- ・ 「Ⅲ 今後の対応方針」の「3 災害への備え、災害発生時の迅速かつ的確な対応」の「・市町村に対し、防災重点農業用ため池の近隣住民にハザードマップを確実に周知するよう促すこと」に関し、第2回委員会でも述べたが、（市町村が）浸水想定区域内の住民に対してハザードマップ等をプッシュ型で周知することが必要と考えており、表現振りを更に工夫してもらいたい。
- ・ 「Ⅲ 今後の対応方針」の「3 災害への備え、災害発生時の迅速かつ的確な対応」において、遠隔監視機器（水位計等）に言及しているが、災害時における避難情報の発令は市町村が行うので、遠隔監視機器から得られる水位データは市町村にも共有されるべきと考える。

- ・ 「Ⅲ 今後の対応方針」の「3 災害への備え、災害発生時の迅速かつ的確な対応」において、ため池管理アプリに言及しているが、ため池管理アプリをどのようにして普及、改善していくのか検討する必要があると考える。
- ・ 「Ⅲ 今後の対応方針」の「4 農業用ため池の多面的機能の更なる発揮」において、「・ 農業用ため池が有する多面的機能を発揮させている優良事例を収集、分析し」とあるが、優良事例のみならず、うまく発揮させることができなかった事例も含めて幅広く収集、分析した方が他地区の参考になると思われる。
- ・ 「Ⅲ 今後の対応方針」の「4 農業用ため池の多面的機能の更なる発揮」に関し、農業用ため池が有する多面的機能のうち水源涵養機能は、農業用ため池を地域農業の水源として利用し、日常的に管理することにより発揮されるものである。一方、農業用ため池を低水位管理することにより発揮される洪水調節機能や地域の方々が「かいぼり」等を行うことにより発揮される生態系保全機能は、日常的な管理ではなく、低水位管理やかいぼり等を行うことにより発揮されるものである。こうした違いが分かるように記載してもらいたい。

2 本委員会を通した感想

- ・ 今回の点検・検証に関心を示している地方自治体もあることから、点検・検証結果については、取りまとめた後に速やかに周知することが望ましい。今年も各地で豪雨等による被害の発生が続いているので、本委員会の提言を速やかに施策に反映することを期待している。
- ・ 兵庫県は、平成 27 年に「ため池の保全等に関する条例」を制定したが、5 年前にため池管理保全法が施行され、ため池管理者のため池管理に対する意識がより一層高まり、農業用ため池の管理保全活動を啓発しやすくなった。そうした意味からもため池管理保全法が果たす役割は大きい。
- ・ ため池管理保全法が施行された後、多大な労力をかけて全国の農業用ため池の状況が把握されたということであり、この情報を農業用ため池の管理保全にどのように生かしていくかが重要。今後、人材確保が難しくなる中で、人が現場で対応することと、システムで対応することを仕分けていく必要があると思われる。
- ・ 今後、高齢化、人材不足が加速していく中で、農業用ため池の管理保全がどうなっていくのか、国も把握する必要があると思う。地方自治体が把握している情報を県別・地域別でまとめるなど、管理状況を継続的に把握することが必要。
- ・ 農業用ため池は、日常的に管理を行うことにより、絶滅危惧種が数多く生育する環境になることがあるので、今後も継続して農業用ため池が適正に管理されていくことが望ましい。
- ・ 膨大に存在する農業用ため池の管理保全システムを作り上げることが今後の課題であると考ええる。農業用ため池の管理保全に関するデータを整理しながら、管理保全の仕組みを考えていけるといいと思う。また、現在利用されておらず、周囲に危険を及ぼすおそれがある農業用ため池は、廃止や代執行等を効果的に行う必要があると思う。

以上